

ご存知ですか 「住宅用火災警報器」

平成16年中の住宅火災で亡くなった方の約6割強が逃げ遅れによるものです。火災を早期に見つけることは、命を守ることにつながります。平成16年に消防法が改正され新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村条例で定める日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

既存住宅、マンションにも設置義務

この法令により既存のマンションにも「自動火災報知設備」等が設置されている場合を除き、「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。この際あなたのマンションに「自動火災報知設備」が設置されているのかわからないか確認してみてくださいかでしょう。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は火災の発生を未然に又は早期に感知し、警報する為の装置で煙式警報器と熱式警報器があります。煙式警報器は天井または壁

の高い部分に取り付け煙を感じるして、火災の発生を警報音や音声で知らせます。居間、寝室他の一般室に使用します。台所に煙感知タイプを設置してしまうと、火災でもないのに感知器が働いてしまうことがあります。

熱式警報器は熱を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせます。煙や蒸気の発生による誤報の恐れのある台所に使用します。電池式と100V電源を使用するものがありますが配線工事が不要な電池式がお奨めです。電池式はリチウムイオン式の長寿命電池を内臓している10年稼動のものもあります。

義務化の時期は

既存住宅は平成20年6月1日から平成23年5月31日までの間に設置を完了すよう市町村の条例で定めることになっています。埼玉県内ではそれぞれさいたま市が平成21年5月31日、行田市が平成23年5月

31日

その他の市町村は平成20年5月31日までに設置を完了することと定めています。なお、法令では住宅用火災警報器の設置は義務化されていますが罰則規定はありません。しかし、自分自身の命を守るための設備なので早期に設置することにしたことはありません。

設置する場所は寝室

一般的な1フロアのマンションの場合、就寝に使用する部屋が対象になります。そのほか台所などの火災発生のおそれがある部分への設置も推奨されています。

悪質な訪問販売に注意を

住宅用火災警報器についても消防署から来た者と同様に「消防署から来た者」と強引に設置させようとするなどの相談が消費者センターに寄せられているようです。平成18年6月1日から義務づけられたのは新築住宅です。既存の住宅については、地域によって火災警報器の設置義務化の時期が違います。

(義務化の時期参照)

消防署や自治体が火災警報器を販売することはありませんし、業者に販売を委託することもありません。住宅用火災警報器の設置に資格は必要なく、誰でも行うことができます。

火災警報器はホームセンターやインターネット等で購入することができます。価格は煙感知型電池寿命10年タイプで5〜6千円程度で販売されています。

管理組合の対応

住宅用火災警報器は各住宅内で発生した火災をいち早くその住宅の居住者に知らせる設備であり、自動火災報知設備のように警報が管理室などに設置される受信盤に連絡して通報されるシステムではありません。したがって管理組合が関与すべき管理対象物(共用部)ではありません。住宅用火災警報器の設置義務は区分所有者それぞれにあることとなります。このため地域の管理組合と共同購入し4千円以下の価格で斡旋している管理組合もあります。

(理事 青山和憲)

マンション再生のお手伝いをして四半世紀

あなたのマンションに新しい生命を吹き込みます

～Total Renewal～

大規模修繕から設備改修・内装リフォームまで充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています



建装工業株式会社

マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL <http://www.kenso.co.jp/>

